

### 学用品費・新入学児童生徒学用品費具体例

	支給対象となる経費	支給対象とならない経費
学用品 購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. ノート、筆記用具、副読本、練習帳、辞典類</li> <li>b. 実験、実習の教材代、作業衣、パソコンソフト</li> <li>c. 体育用靴、ジャージ、体操着、水泳用具</li> <li>d. 自立活動、日常生活学習の授業で必要となるもの（給食着、摂食指導用の食器、歯磨き用品等。その他日用品であっても学習の中で使用し学校専用と明確に区別できるものは可。家庭と同一のものを使用している場合は不可）</li> <li>e. 上履き（新入生については新入学学用品費で対応）</li> <li>f. 通学用靴、雨靴、雨傘、帽子、ワイシャツ</li> <li>g. レインコート、車椅子用雨具</li> <li>h. 定期入れ、自転車の修理部品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 体調管理に用いるもの（医療的ケア用品等：学校内のみで使用するとはいえないため）</li> <li>b. おむつ、おむつを入れるビニール袋等</li> </ul>
新入学児童・ 生徒学用品費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. ランドセル、カバン、通学用服</li> <li>b. 通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子</li> <li>c. レインコート、車椅子用雨具、定期入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 靴下、下着類</li> <li>b. 自転車</li> </ul>